

災害時被害状況報告の手引き

1 目的

この手引きは、発災時に介護サービス事業所及び施設が市へ被害状況を報告することで、市が適切な対応をとれるよう、被害状況を把握することを目的として作成したものです。

2 被害状況報告書の提出が必要なケース

次の事態が発生した場合には、利用者・職員の安全を確保した後に、被害状況の報告を行ってください。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 床下浸水以上の被害にあったとき
- (3) がけ崩れ及び土石流による被害にあったとき
- (4) 被害状況を報告した後、状況に変化が生じたとき
- (5) その他、報告の必要性が認められるとき

3 ハザードマップ等による被害区域の予測

市内の一部の事業所及び施設が被害想定区域内に所在又は隣接しています。

ハザードマップ等で危険区域等を確認のうえ、避難方法等について常時備えてください。

ハザードマップ等は市ホームページにて確認できます。 掲載ページ番号 1001267

※市ホームページの検索窓に上記ページ番号を入力すると、掲載ページが表示されます。

4 被害状況報告書の提出が必要な事業所及び施設

市へ被害状況報告書を提出するのは、次の(1)から(21)までの事業所及び施設です。

※通所系サービスについては、サービス提供中に災害が発生したときのみ提出してください。

- (1) 通所介護・地域密着型通所介護・第1号通所事業
- (2) (介護予防) 通所リハビリテーション
- (3) (介護予防) 短期入所生活介護
- (4) (介護予防) 短期入所療養介護
- (5) (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (6) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (7) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (8) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護
- (10) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (11) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (12) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- (13) 介護老人保健施設
- (14) 介護医療院(介護療養型医療施設)
- (15) ケアハウス
- (16) ケアセンター
- (17) 地域包括支援センター
- (18) 有料老人ホーム
- (19) サービス付き高齢者向け住宅

(20)養護老人ホーム

(21)軽費老人ホーム

※現在市内には所在しないものもあります。

5 報告方法

別紙、報告方法等一覧の優先順位等に基づき、被害状況等をご報告ください。

6 県・国への被害状況の報告について

状況に応じて、市より神奈川県及び厚労省等へ被害状況等の情報提供をします。

また、神奈川県より各高齢者施設等へ厚生労働省の災害時情報共有システムへの被害状況報告が求められる場合があります。

7 その他

この手引きは適宜改訂し、市のホームページへ掲載します。掲載ページ番号 1004248

※市ホームページの検索窓に上記ページ番号を入力すると、掲載ページが表示されます。

作成日 平成24年1月11日

改訂日 平成24年4月23日

平成24年6月29日

平成27年4月 1日

平成29年3月21日

平成30年4月 1日

平成30年8月 1日

令和元年5月10日

令和 2年4月 1日

令和 3年7月 1日

令和 3年10月14日

令和 4年7月19日

令和 5年6月26日

令和 6年7月31日